

はじめに

学習指導要領の改訂により、情報教育や、教科指導における ICT 活用（ICT：コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと）など、教育の情報化に関わる内容について一層の充実が図られた。新学習指導要領のもとで教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組みの参考にしていただくために、この「教育の情報化に関する手引」を作成した。

従来、学習指導要領の改訂に合わせ、「情報教育に関する手引」あるいは「新・情報教育に関する手引」として作成してきたところであるが、今回、「教育の情報化に関する手引」として、タイトル、構成、内容ともに大きく見直しを図った。

これは、新学習指導要領及びその解説の記述から、各教科等において、教員による ICT 活用、児童生徒による ICT 活用の双方でその充実が図られるとともに、児童生徒の ICT 活用等を通じて情報活用能力の育成の機会も増大すると期待されること、加えて、校務に ICT を活用することにより校務の効率化や学校経営の改善といった変化が求められるようになってきていることなど、「教育の情報化」の各要素が「教育の質の向上」において重要な位置付けにあると考えられるためである。

本手引では、第 1 章で情報化の進展などを背景とした「知識基盤社会」の中での学校教育の考え方に触れた上で、第 2 章「学習指導要領における教育の情報化」では、今回の改訂で充実された各教科等における ICT 活用や情報教育に関わる学習指導要領等の記述を整理し、第 3 章「教科指導における ICT 活用」において、教科等ごとに、教員による ICT 活用、児童生徒による ICT 活用の両面で、それらの具体例等を解説している。

第 4 章「情報教育の体系的な推進」では、各教科等の指導において児童生徒による ICT を活用した学習活動等を取り入れることでどのような情報活用能力の育成を図ることができると整理し、その指導例等を解説するとともに、第 5 章「学校における情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携」において、情報教育の一部として情報モラル教育に関わる内容を詳しく解説している。また、第 6 章では、教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保のため重要となる「校務の情報化の推進」について解説している。

また、こうした「情報教育」「教科指導における ICT 活用」「校務の情報化」を実現するために必要な「教員の ICT 活用指導力の向上」及び「学校における ICT 環境整備」について、それぞれ第 7 章及び第 8 章で解説し、第 9 章では、特別支援教育における情報教育や ICT 活用、これらに関わる配慮点等を「特別支援教育における教育の情報化」として解説している。

そして、最終章（第 10 章）において、これら「教育の情報化」に関わる取組みを推進する教育委員会及び学校の体制として、情報化の統括責任者（CIO）や ICT 支援員などによる「サポート体制」の整備・充実について解説している。

今回、公表する手引については、平成 21 年 3 月に公表した小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部・中学部・高等部に対応した手引に、高等学校に対応した内容について

検討を行い、それを追補したものを改めて公表するものである。

本手引が、教育の情報化を推進する上での参考資料として、教育委員会・学校をはじめ、教育にかかわる多くの関係者に読まれ、具体的な取組みの中で活用されることで、教育の情報化とそれを通じた教育の質の向上が一層図られることを大いに期待したい。

平成 22 年 10 月